

広島県特定(産業別)最低賃金が改定されました。



(適用される業種等はHPをご確認ください) ⇒

		最低賃金額 (時間額)	発効日
広島県最低賃金		1,020 円	令和6.10.1
広島県特定 (産業別) 最低賃金	鉄鋼業	1,114 円	令和6.12.31
	機械器具製造業	1,070 円	
	電気機械器具製造業	1,045 円	
	自動車製造業	1,048 円	
	船舶等製造業	1,030 円	令和5.12.31
	金属製品製造業	1,020 円	令和6.10.1
	自動車小売業	1,020 円	
	各種商品小売業	1,020 円	令和6.10.1
令和4年10月1日から、 広島県最低賃金が適用されています。			

「金属製品製造業」と「自動車小売業」は、改正されるまでの間、広島県最低賃金を下回るため、広島県最低賃金1,020円が適用されます。

特定(産業別)最低賃金が適用される業種の詳細等につきましては、広島労働局労働基準部賃金室(電話082-221-9244)または最寄りの〇〇労働基準監督署までお問い合わせください。

なお、最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策ありますので、右記の特設ページ等を、ご確認ください。

また、広島働き方改革推進支援センター(0120-610-494)が、賃金引上げに関する規定や環境の整備を支援していますので、ご活用ください。

賃金引上げ
特設ページ



広島県特定（産業別）最低賃金が改定されました。

		最低賃金額 (時間額)	発効日
広島県最低賃金		1,020 円	令和6.10.1
広島県特定（産業別） 最低賃金	鉄鋼業	1,114 円	令和6.12.31
	機械器具製造業	1,070 円	
	電気機械器具製造業	1,045 円	
	自動車製造業	1,048 円	
	船舶等製造業	1,030 円	令和5.12.31
	金属製品製造業	1,020 円	令和6.10.1
	自動車小売業	1,020 円	
各種商品小売業	1,020 円	令和6.10.1	
			令和4年10月1日から、 広島県最低賃金が適用されています。

「金属製品製造業」と「自動車小売業」は、改正されるまでの間、広島県最低賃金を下回るため、広島県最低賃金1,020円が適用されます。

適用される業種等は
HPもご確認ください ⇒



賃金引上げ
特設ページ ⇒

